

## 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による 診療報酬の額の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて

平成19年 3月28日 環企発第070328001号  
最終改正 平成26年 9月 9日 環企発第1409091号

### 1. 肺炎球菌ワクチンの診療報酬の額の算定について

肺炎球菌ワクチンは、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）の規定に基づく使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年3月厚生労働省告示第60号）別表に記載された薬剤であり、その投与対象は、

2歳以上で肺炎球菌による重篤疾患に罹患する可能性が高い次のような個人及び患者

- (1) 脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防
- (2) 肺炎球菌による感染症の予防

- ① 鎌状赤血球疾患、あるいはその他の原因で脾機能不全である患者
- ② 心・呼吸器の慢性疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等の基礎疾患のある患者
- ③ 高齢者
- ④ 免疫抑制作用を有する治療が予定されている者で治療開始まで少なくとも14日以上の余裕のある患者

とされているが「薬価基準の一部改正について」（平成4年8月保険発第123号厚生省保険局医療課長通知）により、「本製剤は、「2歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」に限り保険給付の対象とするものであること。」とされていることから、公害診療報酬の額の算定においても、同様の取り扱いとしてきたところである。

しかしながら、肺炎球菌ワクチンが呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症の予防に有効であるとされていることから、公害医療の特殊性にかんがみ、指定疾病の続発症予防として使用される場合においては、公害医療の療養の給付の対象とし、公害診療報酬として請求できるものとする。なお、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し自己負担分を支払った者に対しては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）の範囲において、自己負担分を療養費で支払うこととされたい。

### 2. 留意点

接種に当たっては、添付文書の記載事項に十分留意すること。特に再接種を行う場合には、その必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保して行うことに留意されたい。